

登米市集中改革プラン

平成18年11月

登 米 市

目 次

I. 策定の方針

1. 目的
2. 計画期間

II. 普通会計

1. 主 旨
2. 計画推進にあたっての進行管理
3. 計画内容
 - (1) 成果重視の行政運営
 - ① 事務事業の見直し
 - ② 組織機構の見直し
 - ③ 定員管理の適正化
 - ④ 給与の適正化
 - ⑤ 職員の能力開発の推進・人材の育成
 - ⑥ 公共施設の管理運営の見直し
 - ⑦ 財政の健全化
 - ⑧ その他（第三セクターの見直し）
 - (2) 市民と行政の協働の推進
 - ① 高度情報化の推進
 - ② 市民参画のまちづくり
4. 実施計画取り組み事項一覧

III. 地方公営企業

1. 水道事業
 - (1) 経営改革の推進
 - ① 平成17年度末時点におけるこれまでの経営改革の取り組み状況
 - ② 平成18年度～22年度までの5年間の経営改革の取り組み目標
 - (2) 定員管理・給与の適正化
 - ① 定員管理の適正化
 - ② 給与の適正化
 - ③ 定員・給与等の状況の公表
 - (3) 経費節減等の財政効果
 - ① 平成17年度末時点におけるこれまでの実績
 - ② 平成18年～22年度までの5年間の経費節減等の目標

2. 病院事業

(1) 経営改革の推進

- ① 平成17年度末時点におけるこれまでの経営改革の取り組み状況
- ② 平成18年度～22年度までの5年間の経営改革の取り組み目標

(2) 定員管理・給与の適正化

- ① 定員管理の適正化
- ② 給与の適正化
- ③ 定員・給与等の状況の公表

(3) 経費節減等の財政効果

- ① 平成17年度末時点におけるこれまでの実績
- ② 平成18年～22年度までの5年間の経費節減等の目標

3. 下水道事業

(1) 経営改革の推進

- ① 平成17年度末時点におけるこれまでの経営改革の取り組み状況
- ② 平成18年度～22年度までの5年間の経営改革の取り組み目標

(2) 定員管理・給与の適正化

- ① 定員管理の適正化
- ② 給与の適正化
- ③ 定員・給与等の状況の公表

(3) 経費節減等の財政効果

- ① 平成17年度末時点におけるこれまでの実績
- ② 平成18年～22年度までの5年間の経費節減等の目標

I. 策定の方針

1. 目的

本市の行財政改革大綱と実施計画は、厳しい社会経済状況や本市の財政状況を踏まえ、時代の変化に柔軟に対応できる事務事業や組織機構の見直しを進めるとともに適正な定員管理や財政の健全化等を目標に、市民福祉の向上と市勢の更なる発展をめざし、平成18年3月に策定しております。

国においては、平成16年12月「今後の行政改革の方針」を定め、これを踏まえて平成17年3月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」は、全国の自治体に対して集中改革プランの策定について通知されたものであります。

本市では、今後の行財政改革の方針を示していく必要性からも総務省が示す指針に基づく集中改革プランを策定し、より効率的な行政運営と新たな市民ニーズにも対応できる財政基盤の確立に向けて取り組んでいく考えであります。

策定にあたっては、原則決算統計対象事業毎となっており、本市においては、普通会計と地方公営企業の水道事業、病院事業、下水道事業とします。

2. 計画期間

集中改革プランの計画期間は、平成18年度から22年度までの5年間とします。

Ⅱ. 普通会計

1. 主 旨

本計画は、「登米市行財政改革大綱」に基づき、平成18年度から22年度までの5ヶ年間に於いて取り組む改革内容を定めたものです。

2. 計画推進にあたっての進行管理

「登米市行財政改革大綱」に基づく行財政改革を実現するため、取り組み改革内容について、計画・実施と年度毎に一体的な管理を行い、行財政改革の円滑な推進を図っていきます。

3. 計画内容

登米市の直面する課題を踏まえ、行財政運営を見直し、新たな行財政運営を構築するためにその方向性を定める必要があります。

「登米市行財政改革大綱」に基づく計画の体系は次のとおりとします。

取り組み方針	改革事項	取り組み事項
(1)成果重視の行政運営	①事務事業の見直し	ア. 事業等の見直し（事務事業の整理・統合等）
		イ. 行政評価制度の導入
		ウ. P F I制度の導入検討
		エ. 環境マネジメントシステムの導入検討
		オ. 選挙執行投票区の見直し
		カ. 公用車のリース化と低燃費化
		キ. 民間委託の推進 ◆給食調理・配送業務等 ◆保育所（園）
	②組織機構の見直し	ア. 本庁と総合支所のあり方
		イ. 政策立案部署と行政運営管理担当部署の強化
		ウ. 審議会等の見直し
	③定員管理の適正化	ア. 職員の定員適正化計画の策定と推進
		イ. 一般職非常勤職員等の削減
		ウ. 退職勧奨の推進
	④給与の適正化	ア. これまでの給与の適正化実績
		イ. 今後の給与の適正化目標
		ウ. 定員・給与等の状況の公表
	⑤職員の能力開発の推進 ・人材育成	ア. 人材育成基本方針に基づく能力開発
		イ. 職員の研修計画策定と推進
		ウ. 人事評価システムの導入
		エ. 職員提案制度の確立と推進

取り組み方針	改革事項	取り組み事項
(1) 成果重視の行政運営	⑥ 公共施設の管理運営の見直し	ア. 公の施設における指定管理者制度の導入
	⑦ 財政の健全化	《歳出関係》
		ア. 人件費の削減（普通会計） ◆職員数の削減 ◆管理職手当・時間外勤務手当などの職員手当の見直し
		イ. 物件費の削減
		ウ. 維持補修費の見直し
		エ. 補助費等の見直し
		オ. 公共工事のコスト縮減策の確立
		《歳入関係》
		カ. 市税等の自主財源確保
		キ. 使用料・手数料の見直し
ク. 受益者負担の見直し		
ケ. 遊休財産の処分等		
⑧ その他	ア. 第三セクターの見直し	
(2) 市民と行政の協働の推進	① 高度情報化の推進	ア. 市民の声の全庁的な活用方策の確立
		イ. 行政手続きのオンライン化の推進
	② 市民参画のまちづくり	ア. パブリックコメント制度の創設
		イ. 市政モニター制度の創設
		ウ. 市民参加推進指針の策定と推進
		エ. 女性参画の推進
オ. まちづくり条例等の整備		

(1) 成果重視の行政運営

市民ニーズは、ますます高度化・多様化しています。こうした市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、公共性や公平性に配慮しながら限られた行政資源を有効に活用するとともに、コスト感覚を徹底して、成果重視の考え方に転換していくことが必要です。

職員個々の意識改革を行いながら、行政組織は、時代に応じて逐次見直しを実施していきます。

① 事務事業の見直し

ア. 事業等の見直し（事務事業の整理・統合等）

◆既存事業については、事業の効果、優先度、類似事業の有無などの視点に立って、平成18年度から見直しに取り組みます。

◆事業効果が薄れた事業等の統廃合、また各種事業計画の見直しなどを積極的に行い、市民生活に密着した最も効果的な事業を実施していきます。

② 組織機構の見直し

ア. 本庁と総合支所のあり方

◆組織機構については、時代に適合した行政運営と行政サービスの目的、そして適正な定員管理計画と整合性が保たれるよう逐次見直しを行い、効率的な組織機構づくりを進めていきます。

◆本庁及び総合支所の組織機構のあり方について平成18年度に検討を行い、再編・整理を順次実施していきます。

イ. 政策立案部署と行政運営管理部署の強化

◆本庁組織における政策形成や総合調整機能等を担当する部署と行政運営管理担当部署を強化していきます。

ウ. 審議会等の見直し

◆平成18年度に審議会、協議会等及び庁内各種委員会の組織について調査し、目的・基準に沿った組織・人員などの見直しを行い、整理合理化に努めていきます。

③ 定員管理の適正化

ア. 職員の定員適正化計画の策定と推進

◆職員数の状況

平成17年4月1日現在の職員数は1,313人となっています。

(単位：人)

区分	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1
市長部局等	1,239	1,230	1,235	1,230	1,178	1,164
消防本部	137	139	141	142	142	149
小計	1,376	1,369	1,376	1,372	1,320	1,313

◆定員適正化計画の策定

職員の定員管理については、次の方針に基づき進めていくこととし、具体的な取り組み方法を定める定員適正化計画については平成18年度に策定します。

◆事務事業と組織機構の見直し、民間委託の推進などによって効率的な行政運営を実現し、退職者補充の抑制などで職員数を削減していきます。

◆市民ニーズに応じて、職員の適正配置を行っていきます。

◆市長部局等と消防本部における職員の削減目標数は下記のとおりとします。

(水道事業、病院事業及び下水道事業の地方公営企業は除く)

◎平成18年度～22年度の職員削減目標数 231人

◎平成23年4月1日現在の目標とする職員数 1,061人

※平成17年度以降、10年間の職員削減目標数は422人とします。

尚、集中改革プランとして位置づける平成22年4月1日の目標値は次のとおりとします。

◎平成17年度～21年度の職員削減目標数(平成17年度対比) 191人

◎平成22年4月1日現在の目標とする職員数 1,122人

イ. 一般職非常勤職員等の削減

◆一般職非常勤職員等は、事務事業の見直し等によって基本的に任用しない方向で進め、必要に応じて職員の適正配置によって進めます。

◎平成18年度の一般職非常勤職員等の削減数(平成17年度対比) 101人

ウ. 退職勧奨の推進

◆退職者勧奨要綱の活用を図りながら、退職勧奨を積極的に推進していきます。

④ 給与の適正化

ア. これまでの給与の適正化実績

a. 昇給運用の是正

平成16年度末には勤続25年以上における昇給制度があったが、平成17年4月1日の合併時に廃止しています。

給料表は、国に準拠しています。

b. 退職手当の支給率の見直し

適正な運用を行っているため、見直しは実施していません。

c. 諸手当の総点検の実施

平成17年4月1日の合併に向けた検討の中で点検し、整理を行っています。

イ. 今後の給与の適正化目標

- a. 昇給運用の是正
既に是正措置済みです。
- b. 退職手当の支給率の見直し
適正な運用を行っているので、見直し予定はありません。
- c. 諸手当の総点検の実施
既に是正措置済みです。

ウ. 定員・給与等の状況の公表

- a. 平成17年度の実績
定員・給与等の状況は、市広報で市民に公表しています。
- b. 今後の取り組み
定員・給与等の状況について市民への説明責任を果たすため、毎年市広報等を通じて公表していきます。

⑤ 職員の能力開発の推進・人材の育成

ア. 人材育成基本方針に基づく能力開発

- ◆行政需要の変化に対応し、目指す職員像を実現するためにはどのような知識や技術、能力が必要かなど、今後の人材育成の指針となる人材育成基本方針に基づき、長期的かつ総合的な視点から職員の能力開発を効果的に推進していきます。

イ. 職員の研修計画策定と推進

- ◆行政経営という視点に立った、高度な政策形成能力や専門的な事務処理能力の向上を図るため、人材育成基本方針に沿った毎年度の研修計画を策定し、職員研修を実施していきます。

ウ. 人事評価システムの導入

- ◆職員の意欲などを引き出すため、職員の能力、実績などを適正に評価して反映させる人事評価システムを導入します。

エ. 職員提案制度の確立と推進

- ◆行政サービスの向上、事務の能率化や職員の資質向上を目指して職員提案制度に関する整備を行い、市政全般の業務に活用していきます。

⑥ 公共施設の管理運営の見直し

ア. 公の施設における指定管理者制度の活用

- ◆個別法の制約があって制度の活用ができない施設や業務の専門性・特殊性等を踏まえ、市が直営管理することが適当と判断される施設以外は、今後の管理運営方針に沿って原則として指定管理者制度の導入を進め、平成18年度から順次移行していきます。

◎平成17年度末 公の施設の管理運営状況

・指定管理者制度導入済み施設数	19施設
・管理委託制度による施設数（経過措置期限H18.9.1）	121施設
・直営施設数（一部業務委託施設含）	503施設

◆取り組み方針

利用者へのサービス向上や経費の節減が期待できる施設、あるいは管理業務が主となっている公の施設などについては、指定管理者制度の導入を進めていきます。

行政区などの市民集会施設については、貸付または譲渡を推進していきます。直営施設についても、業務委託の導入を推進しながら管理運営を行っていきます。

◆取り組み目標

◎平成18年度に指定管理者制度を導入する施設数

- ・登米祝祭劇場など33施設

◎平成20年度までに貸付または譲渡する施設数

- 市民集会施設など56施設

◎平成22年度までに指定管理者制度を導入する施設数

- ・公の施設のうち135施設

⑦ 財政の健全化

地方交付税や国・県支出金、市債などに依存した財政構造から、市税など自主的な財源規模に見合った財政構造への転換が急務となっていますが、歳出削減を先ず実施しながら、市民の合意のもと歳入の確保を図っていくなど両面から取り組んでいきます。

《 歳出関係 》

ア. 人件費の削減（普通会計）

- ◆平成18年度に策定する定員適正化計画に基づき、人件費を削減していきます。

- ◆市長等常勤特別職の人件費を平成19年度までの2ヶ年間で4百万円削減します。

◆平成22年度の人件費は、平成17年度に比較して下記のとおり減額することを目標とします。

◎平成22年度における人件費の削減目標額（平成17年度対比） 18.2億円

◆管理職手当と時間外・休日勤務手当の職員手当を下記のとおり削減します。

◎平成19年度までの管理職手当削減額 32百万円

◎平成18年度の時間外・休日勤務手当削減額（平成17年度対比） 1.2億円

イ. 物件費の削減

◆需用費など消費的経費である物件費について見直しを進め、可能な限り削減を図ります。

◎平成22年度における物件費削減目標額（平成17年度対比） 20.5億円

ウ. 維持補修費の見直し

◆施設等維持補修のあり方について、見直しを行っていきます。

エ. 補助費等の見直し

◆補助金については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査のうえ、補助対象や補助率の見直し、終期の設定、新設の抑制などを図り、補助金総額の抑制に努めます。

◆個別補助金等527件について見直しを行った結果、平成18年度の補助金等の金額は17年度に比較して減額する見込みです。

◎平成18年度の補助費等減額見込み額 30百万円

◎見直し結果	継	続	251件
	整	理・統	118件
	抑	制	61件
	期	間	26件
	廢	止	68件
	拡	大	2件
	そ	の	1件
	他		

オ. 公共工事のコスト縮減策の確立

◆平成18年度に公共工事のコスト縮減に関する検討組織を設置し、効率的な設計施工を実施するため、公共工事コスト縮減に関する計画書を作成して、経費の節減に努めていきます。

《 歳入関係 》

カ. 市税等の自主財源確保

◆市税等の負担に不公平が生じないように、滞納処分を含めた自主財源の確保、収納率の向上に努めます。

キ. 使用料・手数料の見直し

- ◆市民サービスに見合った負担となるよう平成18年度から見直しを行います。
 - ◎施設等使用料
 - ◎市営住宅使用料
 - ◎幼稚園使用料
 - ◎し尿収集運搬処分手数料
 - ◎下水道使用料

ク. 受益者負担の見直し

- ◆市民サービスなどの受益とそれに対する市民負担のあり方について、平成18年度から見直しを行います。
 - ◎保育料
 - ◎給食費
 - ◎検診料

ケ. 遊休財産の処分等

- ◆未利用地について詳細な実態把握を行い、処分等に関する方針を策定後、計画的な売却処分等を実施していきます。

⑧ その他

ア. 第三セクターの見直し

- ◆検討組織を立ち上げ、経営改善策に沿った統廃合等市の関与のあり方について平成18年度に検討します。

(2) 市民と行政の協働の推進

行政情報を積極的に公開して市民への説明責任を果たすことにより行政の透明性も高まり、市民が参加・参画しやすい環境づくりが整うことから、市民と行政が役割分担を明確にしながら協働を進めていきます。

① 高度情報化の推進

ア. 市民の声の全庁的な活用方策の確立

- ◆市長へのメール及び各部署へ寄せられた意見、さらには懇談会等での意見も含め市政に対する市民の意見をまとめた情報を庁内全体で共有し、また市のホームページ等により公開することによって、市民と行政の考え方について情報の共有化を図っていきます。

イ. 行政手続きのオンライン化の推進

- ◆租税その他公課に関する証明等の業務をはじめとして、電子申請が可能な業務に関するオンライン化の検討を進めていきます。

② 市民参画のまちづくり

ア. パブリックコメント制度の創設

- ◆平成18年度にパブリックコメント制度を創設して、市民の多様な価値観を市政に反映する機会を確保し、市民と行政の協力関係の構築と開かれた市政の実現を図っていきます。

イ. 市政モニター制度の創設

- ◆平成18年度に市政モニター制度を創設して、地域における市政の浸透状況や課題等を把握し、併せて市政に対する民意を広く聴取するなど市政に反映させる機会の確保を図っていきます。

ウ. 市民参加推進指針の策定と推進

- ◆市民が参加しやすい仕組みづくりと市民活動を推進する施策等を位置付ける市民参加推進指針を平成18年度に策定し、市民とのパートナーシップによるまちづくりを進めていきます。

エ. 女性参画の推進

- ◆女性の多様な参画機会の確保を図るなど男女共同参画社会づくりの指針となる計画策定を平成18年度に行い、計画に沿って取り組みを進めていきます。

オ. まちづくり条例等の整備

- ◆上位計画と整合性を図りながら、市民主体のまちづくりを進めるためのルール等を定めたまちづくり条例の整備は、平成19年度を目標に行い、市民と行政の協働の推進を図っていきます。

4. 実施計画取り組み事項一覧

項 目	年度別スケジュール					担 当 部 署
	H18	H19	H20	H21	H22	
(1) 成果重視の行政運営						
① 事務事業の見直し						
ア 事業等の見直し（事務事業の整理・統合等）	実施	→	→	→	→	総務部人事課 企画部行政改革推進課
イ 行政評価制度の導入	検討	実施	→	→	→	企画部行政改革推進課
ウ P F I 制度の導入検討	検討	→	実施			企画部企画調整課
エ 環境マネジメントシステムの導入検討	検討	→	実施			総務部管財課
オ 選挙執行投票区の見直し	検討	→	実施			選挙管理委員会事務局
カ 公用車のリース化と低燃費化	検討 実施	→	→	→	→	総務部管財課
キ 民間委託の推進						
◆ 給食調理・配送業務等	実施	→	→	→	→	関係部署
◆ 保育所（園）	検討	→	実施	→	→	福祉事務所社会福祉課
② 組織機構の見直し						
ア 本庁と総合支所のあり方	検討 実施	→	→	→	→	総務部人事課 企画部行政改革推進課
イ 政策立案部署と行政運営管理部署の強化	検討 実施	→	→	→	→	企画部企画調整課 企画部行政改革推進課
ウ 審議会等の見直し	検討	実施	→	→	→	関係部署
③ 定員管理の適正化						
ア 職員の定員適正化計画の策定と推進	実施	→	→	→	→	総務部人事課
イ 一般職非常勤職員等の削減	実施	→	→	→	→	総務部人事課
ウ 退職勧奨の推進	実施	→	→	→	→	総務部人事課
④ 給与の適正化						
ア これまでの給与の適正化実績						
イ 今後の給与の適正化目標	実施	→	→	→	→	総務部人事課
ウ 定員・給与等の状況の公表	実施	→	→	→	→	総務部人事課

項 目	年度別スケジュール					担 当 部 署
	H18	H19	H20	H21	H22	
⑤	職員の能力開発の推進・人材の育成					
ア	人材育成基本方針に基づく能力開発	実施	→			総務部人事課
イ	職員の研修計画策定と推進	実施	→			総務部人事課
ウ	人事評価システムの導入	検討	実施	→		総務部人事課
エ	職員提案制度の確立と推進	実施	→			企画部企画調整課
⑥	公共施設の管理運営の見直し					
ア	公の施設における指定管理者制度の活用	実施	→			企画部行政改革推進課
⑦	財政の健全化					
《歳出関係》						
ア	人件費の削減（普通会計）					
	◆ 職員数の削減	実施	→			総務部人事課
	◆ 市長等常勤特別職の人件費、管理職手当と時間外・休日勤務手当の削減	実施	→			総務部人事課
イ	物件費の削減	実施	→			企画部行政改革推進課
ウ	維持補修費の見直し	実施	→			企画部行政改革推進課
エ	補助費等の見直し	実施	→			企画部行政改革推進課
オ	公共工事のコスト削減策の確立	検討	実施	→		建設部土木管理課
《歳入関係》						
カ	市税等の自主財源確保	実施	→			総務部徴収対策課 関係部署
キ	使用料・手数料の見直し	検討	検討 一部実施	→		関係部署 企画部行政改革推進課
ク	受益者負担の見直し	検討	検討 一部実施	→		関係部署 企画部行政改革推進課
ケ	遊休財産の処分等	実施	→			総務部管財課
⑧	その他					
ア	第三セクターの見直し	検討 実施	→			関係部署 企画部行政改革推進課

項 目	年度別スケジュール					担 当 部 署
	H18	H19	H20	H21	H22	
(2)	市民と行政の協働の推進					
①	高度情報化の推進					
ア	市民の声の全庁的な活用方策の確立	実施	→	→	→	総務部総務課
イ	行政手続きのオンライン化の推進	検討	→	実施		企画部情報システム課
②	市民参画のまちづくり					
ア	パブリックコメント制度の創設	検討 実施	→	→	→	総務部総務課
イ	市政モニター制度の創設	実施	→	→	→	総務部総務課
ウ	市民参加推進指針の策定と推進	検討 実施	→	→	→	企画部企画調整課
エ	女性参画の推進	検討 実施	→	→	→	企画部企画調整課
オ	まちづくり条例等の整備	検討	実施	→	→	企画部企画調整課

Ⅲ. 地方公営企業

1. 水道事業

(1) 経営改革の推進

水道事業は、平成17年4月1日に登米地域9町の合併により、各水道事業を統合し創設認可を得て開始した事業であります。

また、横山簡易水道事業については、上水道事業への事務委任規則により、水道事業所において管理を行っています。

上水道事業と簡易水道事業の認可の概要、及び平成17年度の各水道事業の概要は以下のとおりです。

項 目	上水道事業	横山簡易 水道事業	備 考
	登米市 水道事業		
事業認可年度	H17.4.1	H16.5.18	
計画年度	H25	H24	
計画給水人口 (人)	95,681	1,920	
計画一日最大給水量 (m3)	35,862	760	
平成17年度実績値			
・給水人口 (人)	87,220	1,862	
・一日最大給水量 (m3)	32,218	740	
・一般家庭用10m3水道料金 (円/月)	2,660	2,100	

平成17年度は合併1年目として、合併前の事務事業や委託業務等の調整に努めました。

今後、関係各機関との調整や協議を重ね、「地域水道ビジョン」の作成や水道事業ガイドラインの活用による経営分析を行い、更なる経営改革を実施し、需要家サービスを向上させていきます。

① 平成17年度末時点におけるこれまでの経営改革の取り組み状況

ア. 民間への事業譲渡の実績

これまで、民間への譲渡実績はありません。

イ. 民間委託等民間的経営手法の導入実績

合併前の三事業体において実施していた委託業務を概ね引き継いでいます。主な業務委託は下記の表のとおりです。

No	委 託 名	説 明
1	浄水場施設・設備・機器類保守点検業務	
2	浄水場計器監視業務	・夜間並びに休日の浄水施設運転監視
3	配水施設保守点検	
4	緊急工事待機委託	・夜間・休日の緊急的な工事（漏水など）の業者待機並びに出動
5	メーター取り付け取り外し業務	・給水開始、休止業務に伴うメーターの取り付け取り外しと経年メーター更新
6	給水装置工事申込等業務	・給水工事の受付並びに審査
7	検針業務	・毎月のメーター検診
8	緊急用資材管理	・配水施設の資材管理
9	設計委託	・水道施設の建設改良等の設計業務

また、水道料金の徴収は口座振替が90%であります。平成16年度より直接納付先に従来の金融機関に加えてコンビニエンスストアで支払うことができるようにしています。

これらの取り組みは水道事業の職員数削減につながっており、近年の水道事業職員数は下記のとおり推移しています。

(単位：人)

水道事業体	H11.4.1	H13.4.1	H16.4.1	H17.4.1
旧登米企業団	48	48	47	—
旧東和町	7	6	5	—
旧石越町	4	4	4	—
合 計	59	58	56	50

(定員管理調査による)

ウ. 収益増加への取り組み実績

合併前の平成16年10月に、最も大きい事業体であった登米地方広域水道企業団が平均8%の料金改定を実施し、その料金を引き継いでいますが、今後は人口の減少、少子高齢化などが水道事業の収益に大きな影響を与えられていると考えられています。

水道料金の基本となる給水件数と有収水量の推移、並びに給水人口の推移は表のとおりです。

* 「水道事業の概要の推移」

■上水道

No	項 目	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
1	行政区域内人口 (人)	95,095	94,338	93,394	92,671	91,902	90,850
2	給水区域内人口 (人)	91,819	91,210	90,254	90,005	89,225	88,286
3	給水人口 (人)	89,944	89,518	88,728	88,630	88,070	87,220
4	給水普及率 (%)	98.0	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8
5	年間総配水量 (千m ³)	9,964	9,933	9,885	9,905	10,019	9,917
6	年間総有収水量 (千m ³)	8,270	8,272	8,222	8,131	8,298	8,184
7	一人一日平均有収水量 (リットル)	251.9	253.2	253.2	251.3	258.1	257.1

(旧登米地方広域水道企業団、旧東和町、旧石越町の決算値の合計である)

■簡易水道

No	項 目	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
1	行政区域内人口 (人)	95,095	94,338	93,394	92,671	91,902	90,850
2	給水区域内人口 (人)	1,928	1,912	1,893	1,869	2,050	2,013
3	給水人口 (人)	1,557	1,695	1,746	1,733	1,721	1,862
4	給水普及率 (%)	80.8	88.7	92.2	92.7	84.0	92.5
5	年間総配水量 (千m ³)	118	113	122	121	129	157
6	年間総有収水量 (千m ³)	85	94	98	96	102	104
7	一人一日平均有収水量 (リットル)	149.6	151.9	153.4	151.8	162.4	153.0

(行政区域内人口については、合併前9町の合計である)

一人一日平均有収水量は増加傾向に推移していても、人口の減少傾向が大きく、それが年間総配水量や有収水量の伸び悩みに影響していると考えられます。

エ. 組織体制の見直し実績

平成15年度に旧登米地方広域水道企業団で行った行財政改革において、5課11係制から3課11係制に移行しています。水道事業の合併にあたっては、その体制を引き継ぎ、更に係を縮小して3課6係制としています。

② 平成18年度～22年度までの5年間の経営改革の取り組み目標

ア. 民間への事業譲渡

現時点において、事業譲渡の予定はありません。

イ. 民間委託等民間的経営手法の導入

水道法第24条の3に定める業務の委託（第三者委託）について検討し、浄水場の運転管理について早期に導入を図る予定です。

民間委託については現行の委託業務を更に拡大することを検討し、具体的には、他の団体で導入をしている窓口業務（給水の開始・休止等の受付）、水道料金の徴収管理、工事監理などについて検討を行います。

ウ. 収益増加への取り組み

生活環境の改善や下水道の普及による一人当たりの使用水量は増加傾向にあるものの、人口の減少に伴う総水量の横這い状態から減少傾向への移行については水道事業だけでは食い止められない状況にあります。

平成17年度の水道使用者の状況は下記のとおりですが、メーターの小口径の割合が大きいことから、人口や気候の変化に使用量が敏感に反応するという特徴を持っています。

今後は、口径の大きい（＝安定して水を使用する）需要家の誘致などについて協力を行う必要があります。

No	メーター口径	年間調定数（件）		年間調定水量（m ³ ）		年間調定金額（千円）	
1	小口径	332,059	99.6%	6,144,667	75.5%	1,650,670	73.5%
2	中口径	664	0.2%	1,000,830	12.3%	356,175	15.8%
3	大口径	788	0.2%	991,673	12.2%	240,652	10.7%
	合計	333,511		8,137,170		2,247,497	

*小口径はφ13・20mm、中口径はφ25・30・40mm、大口径はφ50・75・100mm

エ. 組織体制の見直し

組織については、合併直後ということもあり現行体制の維持を行っていくこととしていますが、時代や社会環境に適合した柔軟で効率的な組織体制の構築に努めていきます。

(2) 定員管理・給与の適正化

① 定員管理の適正化

ア. 平成12年4月1日～平成17年4月1日までの定員管理の適正化実績

職員数は、平成12年4月1日の60人に対して、平成17年4月1日現在では50人となっています。

イ. 定員管理の目標

条例定数は50人で、平成17年4月1日現在の職員数は50人です。

平成17年4月1日の50人から平成22年4月1日及び平成23年4月1日時点においては、退職者不補充や民間委託等の推進によって5人を削減し、45人を目標に取り組みます。

② 給与の適正化

ア. これまでの給与の適正化実績

a. 昇給運用の是正

平成16年度末には勤続25年以上における昇給制度があったが、平成17年4月1日の合併時に廃止しています。

給料表は、国に準拠しています。

b. 退職手当の支給率の見直し

適正な運用を行っているので、見直しは実施していません。

c. 諸手当の総点検の実施

平成17年4月1日の合併に向けた検討の中で点検し、整理を行っています。

イ. 今後の給与の適正化目標

a. 昇給運用の是正

既に是正措置済みです。

b. 退職手当の支給率の見直し

適正な運用を行っているので、見直し予定はありません。

c. 諸手当の総点検の実施

既に是正措置済みです。

③ 定員・給与等の状況の公表

ア. 平成17年度の実績

定員・給与等の状況は、市広報で市民に公表しています。

イ. 今後の取り組み

定員・給与等の状況について市民への説明責任を果たすため、毎年市広報等を通じて公表していきます。

(3) 経費節減等の財政効果

① 平成17年度末時点におけるこれまでの実績

ア. 収入関係

a. 水道料金未収金対策

水道料金の支払い方法は口座振替と直接納付の2種類あり、口座振替は90%を占めています。残り10%の直接納付は金融機関またはコンビニエンスストアへの納付方式を採用しています。

平成17年度分の水道料金の収納率は94%であります。平成17年4月の合併時点において各水道事業体から引き継いだ過年度未収金の総額は43,259千円でありましたが、17年度末には8,132千円(収納率94%)の未収金額となっております。

b. 水道料金の見直し

水道事業については、合併時において旧登米地方広域水道企業団の水道料金に統一していますが、簡易水道事業はそのまま継続しています。

水道料金の推移は以下のとおりです。

(単位：m³、円)

水道事業体	最終料金改定	水道料金(1ヶ月当たり)		
		水量	H16.4.1	H16.10.1
旧登米地方広域 水道企業団 (小口径)	平成16年10月1日	0	1,155	1,260
		5	1,155	1,960
		10	2,415	2,660
		20	4,935	5,110
旧東和町 (小口径)	平成11年4月1日	0	1,500	
		5	2,152	
		10	2,730	
		20	5,355	
旧石越町 (家庭用)	平成10年4月1日	0	1,200	
		5	1,200	
		10	2,200	
		20	4,935	
横山簡易水道	平成11年4月1日	0	1,050	
		5	1,050	
		10	2,100	
		20	4,200	

c. 未利用財産の売り払い等

平成17年度において、遊休資産となっていた増圧ポンプ場の土地を売却し、土地の帳簿価格75万円に対し売却額は210万円で、135万円の売却益を計上しています。

なお、ポンプ場の建物、機械設備の除却（511万円）を行っています。

d. その他主な収入の状況

水道事業は下記の表のとおり、給水収益（水道料金）が主たる収入となっています。

その他の収入については、収益的収入では、水道事業が受託をした事業に係る収入である受託工事収益、受益者負担の原則に基づく手数料収入、そして地方公営企業法に基づく一般会計からの繰入金などがあります。

また、資本的収入では、企業債（借入金）、受益者負担の原則に基づく負担金・補償金、水道法に基づく国庫補助金、地方公営企業法に基づく他会計補助金、出資金、給水条例に基づく加入金などがあります。

■平成17年度の収入に関する決算額

No	名称	金額 (千円)	予算区分 構成比	全収入 構成比	説明
1	給水収益	2,247,497	92.1%	77.3%	水道料金
2	受託工事収益	66,244	2.7%	2.3%	水道事業者が受託した事業に係る収入
3	手数料収益	9,400	0.4%	0.3%	水質検査、給水工事審査、督促等
4	他会計負担金	11,200	0.5%	0.4%	消火栓等維持管理負担金
5	補助金	66,280	2.7%	2.3%	広域対策、高料金対策等一般会計繰入金
6	事務手数料	37,313	1.5%	1.3%	下水道料金徴収事務、簡易水道事務委託
7	その他	2,745	0.1%	0.1%	受取利息、負担金、雑収益、特別利益（固定資産売却益）
A	収益的収入合計	2,440,679	100.0%	83.9%	
8	企業債	275,000	58.8%	9.5%	建設事業債
9	工事負担金	1,880	0.4%	0.1%	配水管布設に係る負担金
10	他会計負担金	2,110	0.5%	0.1%	消火栓、防火水槽給水設備の新設工事に係る負担金
11	工事補償金	46,234	9.9%	1.6%	排水施設等の移設補償金
12	国庫補助金	63,000	13.5%	2.2%	国庫補助対象事業に係る補助金
13	他会計補助金	20,430	4.4%	0.7%	主に企業債償還に対する補助金で高料金対策
14	出資金	48,143	10.3%	1.7%	給水装置新設に係る加入金
15	加入金	9,954	2.1%	0.3%	固定資産売却代金
16	その他	750	0.2%	0.0%	
B	資本的収入合計	467,501	100.0%	16.1%	
C	合計（A+B）	2,908,180		100.0%	

イ. 支出関係

a. 人件費削減

合併にあたって、新たな業務として下水道料金の調定・徴収事務と簡易水道の管理事務が増加しましたが、この事務に係る職員の増加は見込まず、平成16年度54人の職員を4人削減し、平成17年度は水道事業所職員数が50人となりました。

職員の削減により、平成16年度末の上水道の人件費合計額（損益勘定+資本勘定）407,169千円は、平成17年度末において379,927千円と27,242千円削減しました。

(単位：人)

項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
旧登米地方広域水道企業団	48	48	48	47	47	
・損益勘定職員	40	40	40	39	39	
・資本勘定職員	8	8	8	8	8	
旧東和町	4	6	5	4	4	
・損益勘定職員	4	5	4	4	4	
・資本勘定職員	0	1	1	0	0	
旧石越町	4	4	4	4	3	
・損益勘定職員	3	3	3	3	2	
・資本勘定職員	1	1	1	1	1	
上水道計	56	58	57	55	54	50
・損益勘定職員	47	48	47	46	45	44
・資本勘定職員	9	10	10	9	9	6
横山簡易水道	1	1	1	1	1	0
・損益勘定職員	1	1	1	1	1	0
・資本勘定職員	0	0	0	0	0	0

(決算ベースにより、年度末値である)

b. 組織の統廃合

合併において定めた組織機構としています。

c. 民間的経営手法導入による事務事業費削減

合併前の事業体がそれぞれ行っていた委託について、一括で発注しています。

平成17年度は合併直後ということもあり、新たな手法による事務事業費の削減は実施していません。

② 平成18年～22年度までの5年間の経費節減等の目標

ア. 収入関係

a. 水道料金未収金の徴収対策

未収金の徴収にあたっては、前年同期未収金額の95%を目標に、電話による催促と訪問による徴収を行います。

水道料金の時効が5年から2年になったことによって徴収のスピードアップが必要となり、水道料金の徴収サイクルや給水停止以外の法的措置などについて検討を行い、更なる徴収率の向上に努めます。

b. 料金の見直し

登米市の水道料金は、平成18年4月1日現在、一般家庭（小口径）が1ヶ月10m³使用で2,660円、20m³使用で5,110円となっており、いずれも給水人口が5～10万人の団体では全国2位の高額水道料金であります。

経営状況の分析・把握にあたって定期的に水道料金の試算を実施して、経営の適正化に努め、水道料金の改定については慎重に行う必要があります。

c. 未利用財産の売り払い等

合併によって、遊休資産も増加しました。

また、平成18年度からは従来の水道事業所庁舎から登米市役所登米庁舎に移転して、旧庁舎についても遊休資産となっています。

遊休資産となっても維持管理費が生じることから、関係機関と協議を行いながら資産を削減させて固定的費用を減少させていくことに努めます。

d. その他

水道事業は水道料金という受益者負担によって成り立っている事業であります。

水道料金で賄うことが適当でない、消防施設の設置や維持管理に係る経費、災害対策事業に係る経費の一部などについては、地方公営企業法に基づき、適正な運用に努めていきます。

また、新たな水道加入者には加入金、水道管布設申請者には制度に基づく工事負担金や開発負担金の受益者負担をお願いし、適切な水道料金の設定に努めます。

イ. 支出関係

a. 人件費削減

旧登米地方広域水道企業団が策定した行財政改革に沿って実施していますが、その計画においては、平成22年度には職員数を45人まで削減することとしています。

また、計画では給与の級別職員定数制度を早期に導入し、第三者委託とともに人件費削減の柱としているところであります。

b. 組織の統廃合

現行の3課制を維持しながら、社会環境に応じた需要家サービスが高水準で発揮できる組織として、柔軟な対応を行っていくこととします。

c. 民間的経営手法導入による事務事業費削減

水道法第24条の3に定める業務の委託（第三者委託）について研究検討を進め、積極的に委託を推進していきます。

その他、事務や業務の委託については人件費（固定的費用）を委託料（変動的費用）にかえるものであるため、積極的に実施していきます。

d. 簡易水道事業の合併について

現在、簡易水道事業の事務については委任を受けて水道事業所で行っていますが、簡易水道事業を上水道事業に取り込むことによって、費用或いは事務の削減が図れることから、上水道事業と簡易水道事業の合併を進めます。

但し、簡易水道事業の需要家にとっては、経営基盤が安定することにはなるものの水道料金が値上げになることから、十分検討して進めていきます。

2. 病院事業

(1) 経営改革の推進

病院事業は、合併に伴い市立佐沼病院、市立登米病院、市立米谷病院、市立豊里病院及び市立よねやま病院により開始されました。それぞれの地域的・機能的な特性を尊重しながら協力・連携を図り、地域の自治体病院として安全で安心な医療の提供と診療の継続性の確保に努めていく考えです。

平成18年4月の医療制度改革により、公的保険給付の見直しや新たな高齢者医療制度の創設等に加え診療報酬の3.16%の引き下げが実施されたことにより、収益の確保については、厳しい状況にあります。

医薬品などの一括購入等、病院事業が一体となって取り組むことにより、支出の縮減を図りながら多様化する住民ニーズへの対応に加え、将来負担の軽減も視野に入れた効率の良い経営を目指していきます。

尚、具体的な経営計画については、地域医療のあり方や市立病院の将来構想等の検討を行っている登米市地域医療福祉システム検討委員会の検討結果を踏まえて、中期計画を策定します。

① 平成17年度末時点におけるこれまでの経営改革の取り組み状況

ア. 民間への事業譲渡の実績

これまで民間への事業譲渡実績はありません。

イ. 民間委託等民間的経営手法の導入実績

医事業務、給食業務、宿直・警備業務及び清掃業務等幅広い範囲で業務の民間委託を実施しています。

ウ. 収益増加への取り組み実績

基準看護の平均患者数に対する看護配置により入院収益の確保に努めています。

エ. 組織体制の見直し実績

平成17年4月1日の合併により、統括部門（医療局医療管理課）を設置しています。

② 平成18年度～22年度までの5年間の経営改革の取り組み目標

ア. 民間への事業譲渡

現時点において、事業譲渡の予定はありませんが、将来的な課題として今後検討していきます。

イ. PFI制度、民間委託等民間的経営手法の導入

現在、PFI事業の対象となるような事業計画はありませんが、今後の病院運営にあたっては、経費節減や施設の効率的な管理を目指して、民間委託の推進を図ります。

ウ. 収益増加への取り組み

a. 診療報酬請求の適正化

適正な診療報酬請求の重要性を職員に徹底するとともに、請求もれの防止や保険請求の査定減対策として、薬剤、物品管理システム等で把握する薬剤や材料の使用量と、医事会計システム上の請求量の比較対照などを実施していきます。

b. 未収金対策の強化等

患者自己負担分に係る未収金については病院経営に影響を与える要因であり、個々の職員が未収金管理の重要性を認識し、その発生防止及び早期回収に努めていきます。

未収金対策としては、発生防止が大切であり、特に入院患者の支払いの対応が重要であります。院内の関係部署と連携を図るとともに支払相談を実施するなど、発生防止に向けたきめ細かな対策を進めます。

c. 施設基準等の見直し

院内基準料の施設基準等を見直し、診療収入の増収に努めます。

エ. 組織体制の見直し

地方公営企業法全部適用の検討を進めます。

オ. 支出削減への取り組み

a. 材料費の削減

薬品、診療材料の共通化、価格差の解消に取り組むとともに、契約手法や発注方法の見直し等を行い、スケールメリットを活かした共同購入方式による効率的な購入を目指して検討を進めます。

I Tを利用して使用状況の把握、適正在庫の設定、品目数の整理等を行うなど効率的に薬品、診療材料を管理していきます。また、使用薬品、材料の品目数の見直しを行うなど適正な管理に努めます。

b. 医療機器の購入方法等の検討

医療機器の購入については、診療上の必要性や費用対効果を考慮し、計画的な整備を行うとともにより競争性を高めるため仕様書、入札方法等の見直しを行い、医療機器の廉価購入に努めます。

購入後も機器の稼動状況を検証するなど無駄のない医療機器導入の徹底を図っていきます。

c. 業務委託契約の見直し

業務委託内容の見直しを行うとともに、同種業務について一括契約するなど経費の削減を図っていきます。

d. 遊休資産の有効活用

医療機器を病院間で共同利用することにより購入経費の削減を図ります。

(2) 定員管理・給与の適正化

① 定員管理の適正化

ア. 平成12年4月1日～平成17年4月1日までの定員管理の適正化実績

病院職員数は、平成12年4月1日の584人に対して、平成17年4月1日現在では600人となっています。

イ. 定員管理の目標

条例定数は644人で、平成17年4月1日現在の職員数は600人です。

平成17年4月1日の600人から平成22年4月1日までの間に、退職者不補充等によって3人を削減して597人に、平成23年4月1日時点では6人の削減を行い、594人を目標に取り組みます。

また、医師、看護師等の確保に努め、施設基準に合った職員配置に努めます。

② 給与の適正化

ア. これまでの給与の適正化実績

a. 昇給運用の是正

平成16年度末には勤続25年以上における昇給制度があったが、平成17年4月1日の合併時に廃止しています。

給料表は、国に準拠しています。

b. 退職手当の支給率の見直し

適正な運用を行っているため、見直しは実施していません。

c. 諸手当の総点検の実施

平成17年4月1日の合併に向けた検討の中で点検し、整理を行っています。

イ. 今後の給与の適正化目標

a. 昇給運用の是正

既に是正措置済みです。

b. 退職手当の支給率の見直し

適正な運用を行っているため、見直し予定はありません。

c. 諸手当の総点検の実施

既に是正措置済みです。

③ 定員・給与等の状況の公表

ア. 平成17年度の実績

定員・給与等の状況は、市広報で市民に公表しています。

イ. 今後の取り組み

定員・給与等の状況について市民への説明責任を果たすため、毎年市広報等を通じて公表していきます。

(3) 経費節減等の財政効果

① 平成17年度末時点におけるこれまでの実績

ア. 収入関係

a. 未収金対策

徴収嘱託員を配置して未収金の徴収に努め、平成16年度末139,710千円だった個人未収金が平成17年度末には112,041千円と27,669千円減少しています。

b. 料金の見直し

駐車場の有料化を実施しています。(平成17年度収益 12,000千円)

c. 未利用財産の売り払い等

これまで売却等の実績はありません。

イ. 支出関係

a. 人件費削減

業務量に応じた適正な人事配置と退職者の不補充、臨時職員及び民間委託の活用により職員数を削減しています。

医療職以外の職員の削減により、平成16年度末の人件費(給料、職員手当)552,708千円は、平成17年度末において534,782千円と17,926千円の削減を行っています。

■医療職以外の病院職員数の推移

(単位：人)

項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事務	74	70	72	66	69
その他(労務職)	33	31	28	26	19
合計	107	101	100	92	88

*公営企業法決算状況調査第25表より

b. 組織の統廃合

統括部門(医療局医療管理課)を設置し、病院事務部門の職員数を削減しています。

c. 民間的経営手法導入による事務事業費削減

民間委託の推進により、平成17年度末には、平成13年度末時点と比べて業務経費39,366千円を削減しています。

② 平成18年度～22年度までの5年間の経費節減の目標

ア. 収入関係

a. 未収金の徴収対策

各種研修会への参加、及び内部職員研修を実施するなど徴収方法の専門性を高め、回収率の向上に努めます。

b. 未利用財産の売り払い等

現在未利用財産はありませんが、今後発生した場合には適切な措置を講じていきます。

イ. 支出関係

a. 人件費削減

給料表、諸手当などの給与制度について、国や県の動向に留意しながら適正な運用に努めます。

業務の見直しや外部委託の拡大を積極的に行うなど効率的な人員配置に努め、人件費の抑制を図ります。

b. 組織の統廃合

病院の機能分担等地域医療体制の整備にあわせて、組織機構の見直しを行います。

c. 民間的経営手法導入による事務事業費削減

医事業務、給食業務、医療機器保守点検業務、システム機器保守業務、清掃業務など幅広い範囲で業務の外部委託を実施し、支出の削減に効果をあげているので、今後は、一部委託業務の全部委託化などさらなる推進を図り、効率的な運営をめざします。

3. 下水道事業

(1) 経営改革の推進

① 平成17年度末時点におけるこれまでの経営改革の取り組み状況

ア. 民間への事業譲渡の実績

これまで、民間への譲渡実績はありません。

イ. 民間委託等民間的経営手法の導入実績

処理場、マンホールポンプの維持管理(保守点検・清掃)業務、汚泥運搬業務等の委託を実施しています。

ウ. 収益増加への取り組み実績

本市における平成18年3月末現在の下水道普及率は62.3%であり、県全体の82.4%を大きく下回っており、今後とも下水道事業を推進していかなければならない状況にあります。

・ 下水道使用料の徴収について

平成17年3月31日(合併前)までの下水道使用料徴収については、それぞれ旧町域下水道担当主管課が所管していました。

平成17年4月1日以降に係る下水道使用料(公共下水・農集排・浄化槽)徴収については、経費削減、収納率、使用者の利便性の向上を図ることから上水道料金と同時徴収としています。

・ 下水道使用料について

平成17年3月31日(合併前)までの下水道使用料の算定は、上水道使用水量に基づく従量制、累進性によるもの、及び1世帯当たりの基本料金に加え、世帯員割による定額制でありました。

平成17年4月1日の合併以降の下水道使用料については、上水道使用水量に基づく従量制、累進性による算定に統一しました。

現行の使用料が20m³あたり2,355円で、県内42市町村中33位にあり、国からは、住民負担の原則から上水道や浄化槽の維持管理費程度の料金値上げ、いわゆる適切な使用料の設定額として20m³あたり3,000円相当に設定するよう指導されています。

このような諸状況に鑑み、平成20年度に料金改定を行う予定です。

エ. 組織体制の見直し実績

平成17年4月1日の合併により、現行の組織体制で実施しています。

② 平成18年度～22年度までの5年間の経営改革の取り組み目標

ア. 民間への事業譲渡

現在下水道事業を実施中であり、対象事業の有無など今後検討します。

イ. 指定管理者制度、民間委託等民間的経営手法の導入

今後の施設管理にあたっては、経費節減や施設の効率的な管理を目指して指定管理者制度や民間委託化を推進します。

ウ. 収益増加への取り組み

平成18年3月末現在における本市の下水道水洗化率は70.7%であり、県全体の91.7%を下回っている状況にあり、水洗化率の向上策として市広報誌やパンフレットによる宅内排水設備の接続促進を図ります。

また、低水準にある現行の下水道使用料を平成20年度に料金を改定する予定です。

・受益者負担（分担）金と下水道使用料の収納率向上策の方策

受益者負担（分担）金、下水道使用料の滞納額は年々増加していることから、催告や督促の強化及び休日・夜間の徴収実施、口座振替の推進、分割納付などにより収納率の向上を図ります。

エ. 組織体制の見直し

平成18年3月末現在における下水道普及率（公共下水道事業・農集排事業・浄化槽事業）は、62.3%であり、下水道事業は平成32年度を最終目標年度としています。

下水道事業経営の健全性を確保するとともに、経営基盤の強化が求められている今日、経営状況や財政状況をより明確にする必要があることから企業会計への移行を視野に入れ検討を行います。また、上水道と下水道の一体化の可能性についても検討していきます。

(2) 定員管理・給与の適正化

① 定員管理の適正化

ア. 平成12年4月1日～平成17年4月1日までの定員管理の適正化実績

職員数は、平成12年4月1日の46人に対して、平成17年4月1日現在では34人となっています。

イ. 定員管理の目標

平成17年4月1日の34人から平成22年4月1日までの間に、退職者不補充や民間委託等の推進によって2人を削減して32人に、平成23年4月1日時点では4人の削減を行い、30人を目標に取り組みます。

② 給与の適正化

ア. これまでの給与の適正化実績

a. 昇給運用の是正

平成16年度末には勤続25年以上における昇給制度があったが、平成17年4月1日の合併時に廃止しています。

給料表は、国に準拠しています。

b. 退職手当の支給率の見直し

適正な運用を行っているため、見直しは実施していません。

c. 諸手当の総点検の実施

平成17年4月1日の合併に向けた検討の中で点検し、整理を行っています。

イ. 今後の給与の適正化目標

a. 昇給運用の是正

既に是正措置済みです。

b. 退職手当の支給率の見直し

適正な運用を行っているため、見直し予定はありません。

c. 諸手当の総点検の実施

既に是正措置済みです。

③ 定員・給与等の状況の公表

ア. 平成17年度の実績

定員・給与等の状況は、市広報で市民に公表しています。

イ. 今後の取り組み

定員・給与等の状況について市民への説明責任を果たすため、毎年市広報等を通じて公表していきます。

(3) 経費節減等の財政効果

① 平成17年度末時点におけるこれまでの実績

ア. 収入関係

a. 未収金対策

現年度分に係る下水道使用料を平成17年4月1日から上水道料金と同時徴収による徴収方法に切り替えたことやコンビニエンスストアでの納付が可能になったことなどから、収納率の向上に繋がっています。

※下水道使用料収納率（現年度分）

- ・平成15年度 97.79%
- ・平成16年度 96.85%
- （合併により平成17年3月31日で打切り決算となっています。）
- ・平成17年度 99.00%

b. 料金の見直し

現行の下水道使用料金については、合併時、同一自治体内で同一サービス受けている利用者に対する不公平な取扱いを避けるため、負担の公平性の確保から徴収体系を従量制とし、旧迫川広域公共下水道組合の料金設定に統一しています。

c. 未利用財産の売り払い等

これまで売却等の実績はありません。

イ. 支出関係

a. 人件費削減

平成17年度の合併において、事務事業の見直しによる効率化を図り、適正な人事配置の下に実施しています。

平成16年度の職員数は43人でしたが、平成17年度は34人と9人の職員数削減を行いました。削減額は55,000千円となりました。

b. 組織の統廃合

合併において定めた組織機構としています。

② 平成18年度～22年度までの5年間の経費節減等の目標

ア. 収入関係

a. 未収金の徴収対策

下水道使用料の滞納額は年々増加しており、負担の公平性の観点から好ましくない状態にあります。

催告や督促の強化及び休日・夜間の徴収実施、口座振替の推進、分割納付などにより収納率の向上に努めます。

b. 料金の見直し

企業債償還や施設管理運営費の増大から財政的に厳しい経営状況が続いています。

合併時、下水道使用料の設定に当たっては低料金体系に併せたことにより一般会計からの繰入金に支えられている状況にあり、一般会計への影響が懸念されており、下水道事業の経営基盤の強化が急務となっています。

厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入で汚水処理経費を回収することが求められていることや国の指導等を勘案し、平成20年度に適正な料金改定を行う予定です。

c. 未利用財産の売り払い等

事業関係未利用財産の調査、検討を行い、未利用財産に関する計画的な処分を推進していきます。

イ. 支出関係

a. 人件費削減

定員管理の適正化方針に沿って職員数と人件費の削減に努めます。

b. 組織の統廃合

当面、現行の組織体制で実施していくこととし、下水道事業の整備進捗を考慮しながら適切、かつ柔軟な組織のあり方を構築していきます。

c. 民間的経営手法導入による事務事業費削減

事務事業の整理合理化にあたっては、民間委託の効率的な推進を図って事務事業費の節減に努めます。

d. 下水道整備手法の見直し

人口減少や少子高齢化等の進行に伴う社会構造変化に柔軟に対応するとともに、効率的で経済的な生活排水処理事業の推進と生活排水処理施設普及率の向上を図るため、市域全体の生活排水処理の整備手法を見直すため、生活排水処理総合整備計画を策定します。